

(別紙1)

精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

就職を希望する精神障がい者等の特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促進し、就職につなげるために、三重県障がい者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下「委託訓練」という。）の受託企業の開拓や訓練計画作成から実施までを、三重県障がい者職業訓練コーディネーター等と連携して支援します。

2 企画提案コンペを行う目的

当該事業を実施することにより、精神障がい者等が自らの適性を把握し、技術を習得できるよう支援するとともに、県内企業等における障がい者雇用の課題を解決し、精神障がい者等の一般就労促進に必要な業務を委託すべき事業者を選定するため。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月10日（木）まで
- (3) 業務内容 別添「精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

2,002,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でない者であること。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。

必要書類を郵送等で提出する場合は、提出期限までに雇用対策課障がい者雇用班に到着するよう投函し、電話にて雇用対策課障がい者雇用班に書類受理の確認をしてください。

提出書類：

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・ 1部
- (3) 「納税証明書（その3未納税額がないこと用）」（税務署発行）の写し・・・・ 1部
- (4) 「納税確認書」（県税事務所発行）の写し（三重県内に本支店又は営業所等がある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

（※(3)、(4)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）

提出期限：令和3年4月26日（月）午後5時まで

提出先：下記19に記載する連絡先

7 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

企画提案書は、持参又は郵送等により提出してください。

企画提案書を郵送等で提出する場合は、提出期限までに雇用対策課障がい者雇用班に到着するよう投函し、電話にて雇用対策課障がい者雇用班に書類受理の確認をしてください。

- (1) 企画提案書（様式は自由 様式1を用いることも可能）・・・・・・・・・・・・ 10部

＜企画提案書の記載必須内容＞

- ・実施体制（精神障がい者の就労支援実績も記載）
- ・訓練受託企業の開拓の実施手法
- ・訓練カリキュラム（訓練時間や内容等）のコーディネート、進捗状況の把握及び助言の具体的な進め方
- ・地域の経済団体などとの協力関係があるなど対象地域に対する強み等
- ・各種関係機関との連絡調整及び情報収集を行うための工夫等

- (2) 経費見積書（様式は自由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

提出期限：令和3年4月28日（水）午後5時まで

提出先：下記19に記載する連絡先

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し最優秀提案を選定します。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を3者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。提案者が多数の場合の書類審査の結果およびヒアリングの実施日時については、提案したすべての者に令和3年4月30日(金)午後5時までにメールにて連絡します。

なお、選定において最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

- (1) 合目的性：委託目的と提案内容が合致し、目的達成に効果が高い内容であるか
- (2) 企画性：提案内容が具体的に精神障がい者等の雇用に結びつく内容であるか
- (3) 専門性：障がい者の就労支援に十分な実績とノウハウを有しているか
- (4) 計画性：実施体制、進行管理が適切に計画されているか
- (5) 意欲・創意工夫：業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか
- (6) 経済性：事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

- (1) 日：令和3年5月13日(木)
- (2) 場所：県庁内会議室（津市広明町13番地）（予定）

※WEB会議を活用したプレゼンテーションになる可能性があります。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限

令和3年4月21日(水)午後3時まで(必着)

- (2) 質問の方法

持参、郵送、ファクシミリ、Eメールのいずれかの方法でお願いします。なお、持参以外の場合は、電話にて雇用対策課障がい者雇用班に書類等受理の確認をしてください。

- (3) 質問に対する回答

令和3年4月23日(金)午後5時までに公告ホームページに掲載します。

12 方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.4 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1.5 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (5) コンペ当日の追加資料は認めません。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により委託業務の内容に変更が生じるときは、県と協議することとします。そのときには委託料を減額する場合があります。

19 連絡先

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県庁

三重県雇用経済部 雇用対策課 障がい者雇用班 担当：高橋・松本

TEL：059-224-2510 FAX：059-224-2455 E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp